

大町町第四次総合計画 後期基本計画

平成 28 年 2 月
大 町 町

目次

I	はじめに	1
	第1章 総合計画について	1
	1-1. 計画策定の目的	1
	1-2. 計画の位置付け	1
	1-3. 計画の役割	2
	1-4. 計画の構成と期間	3
	第2章 総合計画の施策体系	4
II	後期基本計画	5
	第1章 利便性のある安全・安心で快適なまちづくり	5
	1-1. 土地利用の推進	5
	1-2. 道路・交通網の充実	7
	1-3. 住宅・宅地の整備	9
	1-4. 公園・緑地・水辺の整備	11
	1-5. 水道の整備	13
	1-6. 環境保全の充実	14
	1-7. 環境衛生の充実	15
	1-8. 生活排水処理対策の推進	17
	1-9. 消防・防災体制の充実	18
	1-10. 交通安全・防犯・消費者対策の充実	20
	第2章 健やかでやさしさあふれるまちづくり	22
	2-1. 子育て支援の充実	22
	2-2. 高齢者施策の充実	24
	2-3. 障害者施策の充実	26
	2-4. 地域福祉の充実	28
	2-5. 健康づくり・医療の充実	30
	2-6. 社会保障の充実	33
	第3章 歴史と文化が輝き人を育むまちづくり	35
	3-1. 教育の充実	35
	3-2. 青少年の健全育成	38
	3-3. 生涯学習の振興	39
	3-4. 文化・芸術の振興	40
	3-5. 生涯スポーツの振興	41
	第4章 活力ある産業のまちづくり	43
	4-1. 工業の振興	43
	4-2. 商業の振興	44
	4-3. 農業の振興	46

4-4. 観光・交流機能の創出	48
4-5. 就労対策・勤労者福祉	49
第5章 絆で未来を築くまちづくり	51
5-1. 協働のまちづくりの推進	51
5-2. コミュニティ活動の推進	53
5-3. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成	55
5-4. 行政経営の充実	57
用語解説	59

I はじめに

第1章 総合計画について

1-1. 計画策定の目的

本町は、魅力あるまちづくりを進めるため、平成22年度に、基本構想(平成23年度～平成32年度)と前期基本計画(平成23年度～平成27年度)からなる大町町第四次総合計画を策定しました。

本計画の基本構想では、将来像を「～絆～ ふれあひあふれる元気なまち 大町」と定めるとともに、前期基本計画では、これを実現するための主要施策を各分野にわたって体系的に定め、これまで住民とともに様々な取り組みを推進し、着実に成果を上げてきました。

こうした成果を踏まえるとともに、少子・高齢化への対応や社会・経済情勢の変化など内外の動向に的確に対応しながら、基本構想で定めた将来像を効果的に実現するため、後期5年間(平成28年度～平成32年度)の新たなまちづくりの指針として、ここに「大町町第四次総合計画後期基本計画」を策定します。

1-2. 計画の位置付け

「総合計画」は、これまで地方自治法第2条第4項において、基本構想の策定が義務付けられていましたが、平成23年5月の地方自治法の改正により、その策定義務はなくなりました。

しかし、「総合計画」は、すべての行政活動の基本となるとともに、住民と行政との共通目標となるものであり、その重要性は変わるものではないことから、今後とも本計画を町の最上位計画として位置付けます。

1-3. 計画の役割

計画の位置付けを踏まえ、本計画は次のような役割を持つ計画として策定したものです。

■役割 1 住民みんなのまちづくりの共通目標

総合計画は、住民に対して本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

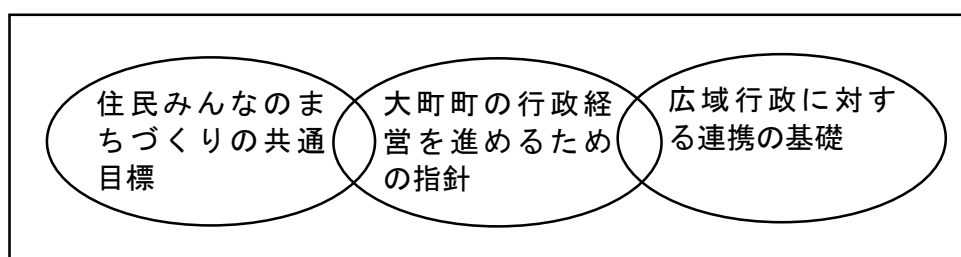
■役割 2 大町町の行政経営を進めるための指針

総合計画は、魅力的な町をつくり上げ、自立した行政経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

■役割 3 広域行政に対する連携の基礎

総合計画は、国や県、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

総合計画の役割



1-4. 計画の構成と期間

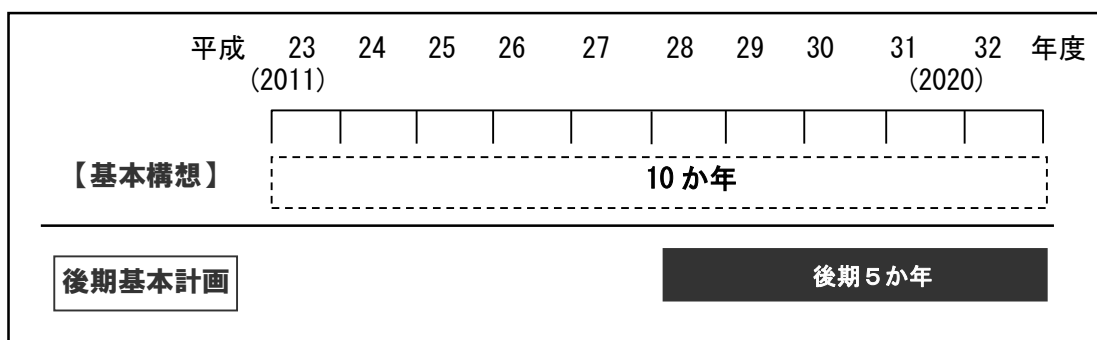
本計画は、基本構想で掲げた将来像や目標等を実現する「後期基本計画」となります。その内容と期間は以下のとおりです。

■ 後期基本計画

後期基本計画は、基本構想で定めた将来像や施策の大綱等に基づき、また、前期基本計画の達成状況や直近の住民ニーズを踏まえ、今後推進する主要施策等を示したものです。

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

大町町第四次総合計画後期基本計画の構成と期間



第2章 総合計画の施策体系

本計画の施策体系は、前期基本計画に引き続き以下のとおりとします。

施策体系

将来像

～絆～ ふれあいがあふれる元気なまち 大町

第1章	利便性のある安全・安心で快適なまちづくり	1-1. 土地利用の推進 1-2. 道路・交通網の充実 1-3. 住宅・宅地の整備 1-4. 公園・緑地・水辺の整備 1-5. 水道の整備 1-6. 環境保全の充実 1-7. 環境衛生の充実 1-8. 生活排水処理対策の推進 1-9. 消防・防災体制の充実 1-10. 交通安全・防犯・消費者対策の充実
第2章	健やかでやさしさあふれるまちづくり	2-1. 子育て支援の充実 2-2. 高齢者施策の充実 2-3. 障害者施策の充実 2-4. 地域福祉の充実 2-5. 健康づくり・医療の充実 2-6. 社会保障の充実
第3章	歴史と文化が輝き人を育むまちづくり	3-1. 教育の充実 3-2. 青少年の健全育成 3-3. 生涯学習の振興 3-4. 文化・芸術の振興 3-5. 生涯スポーツの振興
第4章	活力ある産業のまちづくり	4-1. 工業の振興 4-2. 商業の振興 4-3. 農業の振興 4-4. 観光・交流機能の創出 4-5. 就労対策・勤労者福祉
第5章	絆で未来を築くまちづくり	5-1. 協働のまちづくりの推進 5-2. コミュニティ活動の推進 5-3. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 5-4. 行政経営の充実

Ⅱ 後期基本計画

第1章 利便性のある安全・安心で快適なまちづくり

1-1. 土地利用の推進

■施策の目的

土地の有効利用や地域の自然環境・生活環境の保全を通じて、地域の活力を高め、個性と魅力ある地域づくりのために、適切な誘導・指導を計画的に進めます。

■現状と課題

土地は、住民生活や地域の経済活動と密接に結びついた限りある貴重な資源であり、まちの発展のためには、その高度かつ有効な利用が求められます。

本町では、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律等により調和のとれた土地利用の誘導を図ってきました。

しかし、人口減少と高齢化、後継者不足等による農地や山林の遊休化、荒廃化の増加とともに、市街地では商店街の衰退、空き店舗や空き家の増加、未利用地の増加などの問題が表面化してきています。

今後は、地域活性化に向けた土地利用ゾーニングの検討とともに、定住促進のための空き家の活用や宅地等の整備などを視野に入れ、人々が集う魅力ある市街地整備等について、住民と協働しながら土地の有効利用を図る必要があります。

■主要施策

(1) 調和のとれた土地利用の推進

- ①土地利用に関する法令、条例や計画などとの総合的な調整を図り、公共の福祉を優先した計画的かつ弾力的な土地利用を進めます。
- ②広域的な開発動向に応じて、地域振興に向けた土地利用ゾーニングの検討を適時行います。

(2) 市街地機能の向上

- ①人々が集う魅力あるまちづくりに向け、にぎわいのある市街地環境の向上に努めます。
- ②市街地整備にあたっては、安全で歩きやすい歩行空間の創造、景観の形成、防災機能の向上などに留意した整備を総合的に進めます。

1-2. 道路・交通網の充実

■施策の目的

交通の利便性や安全性の向上を目指して、国道 34 号バイパスの整備をはじめ国・県道の整備促進を働きかけていくとともに、狭隘な生活道路等の計画的整備と効率的な維持・管理を図ります。また、公共交通機関の利便性の向上を図ります。

■現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本町の道路網は、平成 27 年 4 月現在、町域の中央を東西に横貫する国道 34 号を中心に、そこから南方向に伸びる県道白石大町線、町道 74 路線によって構成されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域交流基盤の強化のため、長崎自動車道へのアクセスの一層の向上、東西方向の道路網の充実が課題となっています。

一方、本町の公共交通機関としては、J R 佐世保線が国道 34 号とほぼ並行して走り、普通停車駅である大町駅が設置されているほか、民間バス会社による路線バスが運行されています。

しかし、J R 佐世保線は住民ニーズに比して運行本数が少ないほか、路線バスは車社会の進展による利用者の減少等から路線廃止を迫られている状況にあり、住民生活における重要な足として、これらの維持・確保、利便性向上が課題となっており、高齢化が進む中、身近な移動手段の確保対策が急務となっています。

また、今後、九州新幹線西九州ルート複線化による住民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関に対する要望を働きかけていく必要があります。

■主要施策

(1) 国・県道の整備促進

- ① 関係自治体と連携し、国道 34 号バイパスの整備促進を要請します。
- ② 国道 34 号の歩道未設置箇所の改良整備や右折レーンの設置、町道本町馬田橋線の県道昇格などを要請していきます。

(2) 町道の整備

- ① 国・県道との連携や機能分担、町内集落間の連携強化等に配慮しながら、町道の整備を計画的・効率的に進めます。
- ② 橋梁点検・健全度評価を行うとともに、緊急度や優先度を考慮し、道路・橋梁の点検、補修等を行います。
- ③ 道路附属物(道路照明灯・カーブミラー等)の点検・補修を進めます。

(3) 公共交通の利便性の向上

- ① J R 佐世保線の運行ダイヤの増強・改善、駅舎や鉄道敷地の改善・整備など、利便性向上を要請します。
- ② 関係自治体との連携のもと、生活路線バスの維持・確保対策を進めます。
- ③ 町内巡回バスの導入や福祉タクシーの拡充など身近な移動手段の確保を図ります。

1-3. 住宅・宅地の整備

■施策の目的

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、公営住宅の整備をはじめ、空き家対策、住宅地の確保など快適でゆとりある良質な住宅・宅地の供給を図ります。

■現状と課題

住宅は、住民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町では、公営住宅が399戸ありそのうち町営住宅が261戸あり、簡易平屋159戸については、老朽化が著しく、退居による空き家は政策空き家として管理をし、火災や災害等の被災者の仮住まいの施設として利用しています。

公営住宅の現状をみると、高齢化が急速に進展する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められています。

また、近年、所有者等が適正な管理を行わない結果、廃屋化し、倒壊等による事故の発生のおそれがある危険な空き家などの増加がみられる中、国において空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家などの適正管理を進める必要があります。

このため、少子・高齢化の急速な進展や若者の流出等に伴い人口が減少傾向にある中、公営住宅の整備、空き家対策、住宅地の確保など総合的な住宅・宅地施策を展開する必要があります。

■主要施策

(1) 公営住宅の計画的な整備・充実

- ①長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の計画的な建て替え・改築、維持・管理を図ります。
- ②定住促進の視点から、新しい町営住宅の整備を進めます。

(2) 空き家対策の実施

- ①町内全域の空き家調査を行い、空き家の現状把握を図ります。
- ②空家等対策計画のもと、空き家等の所有者と今後の有効活用について協議を進め、空き家等を利活用した定住促進対策を進めます。

(3) 良好な住宅地の確保と情報発信の強化

- ①公営住宅の整備をはじめ、公営住宅地の分譲地等としての活用、民地の活用促進など住まい・住宅地の確保を図ります。
- ②町外の移住希望者への情報発信をはじめ、空き家等を活用した移住・定住支援の確立に向け、空き家バンク制度が有効活用できるよう見直し、検討を図ります。
- ③町内に定住する世帯の住環境向上への支援を図ります。

1-4. 公園・緑地・水辺の整備

■ 施策の目的

住民のいこいの場、レクリエーションの場、交流拠点としての活用に向け、ボタ山わんぱく公園をはじめ、浦川内公園や浦田公園など公園等の充実と適切な維持・管理を図ります。また、治水対策、治水機能の向上のため河川・水路・ため池の整備を図ります。

■ 現状と課題

緑の空間は、良好な環境・景観の形成、レクリエーションや憩いの場の提供、防災機能の向上など、人々の生活を様々な形で支えています。

本町には、ボタ山わんぱく公園をはじめ、浦川内公園や浦田公園など、公園が7か所整備されています。しかし、住民の生活に身近ないこいの場や交流の場、子どもの遊び場としての公園の活用状況は十分とはいえず、既存公園の整備充実や管理体制の充実とともに、ボタ山わんぱく公園の交流拠点としての活用を図っていく必要があります。

また、本町には、六角川をはじめ県が管理する準用河川高良川、境川とともに、19か所のため池があります。近年ではため池の老朽化が大きな課題となっています。

こうした、治水対策、治水機能の向上は、安全で安心して暮らせるまちづくりにとって重要な課題であるため、今後も河川・水路・ため池の整備などを行うとともに、生物の多様性や自然環境に配慮した河川・水路・ため池づくりを推進していく必要があります。

■ 主要施策

(1) 既存公園の整備充実と管理体制の充実

- ①ボタ山わんぱく公園を拠点として、イベントの開催や交流の場としての利活用を図ります。
- ②老朽化への対応など、既存公園施設・設備の整備充実を図ります。

(2) 緑化の推進

- ①公園や公共施設の植栽など緑化を積極的に進めるとともに、住民の緑化運動を促進します。

(3) 河川・ため池等の整備

- ①水害などを未然に防ぐため、関係機関と連携し、自然環境の保全に配慮した、河川・水路の整備を進めます。
- ②老朽化したため池の堤体について、耐震調査を行うとともに必要な整備を図ります。

1-5. 水道の整備

■ 施策の目的

快適な住民生活に欠かせない安全な飲料水の安定供給に向け、施設の老朽化への対応や耐震化、水質の保全等、水道施設の整備充実を計画的に進めます。

■ 現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいるとともに、地震等に備えた耐震化が急がれています。

本町の上水道は、佐賀西部広域水道企業団からの受水施設と緩速ろ過方式施設の2か所で構成されており、あわせて1日最大4,123 m³の供給能力を有しています。また、普及率をみると、平成26年度末で99.9%とほぼ全域に普及しています。

今後は、水道施設の長寿命化、耐震性強化を踏まえた整備を行い、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努める必要があります。

■ 主要施策

(1) 安心できる水道の整備

- ①水質検査体制の充実など、安全でおいしい水の供給に努めます。
- ②水道ビジョン策定のもと、耐震化を含めた、老朽化した施設及び配水管の計画的な更新を図ります。

(2) 健全な水道経営の推進

- ①有収率の向上とともに、経営の安定及び効率化を図るため経営計画を随時見直し、健全財政の維持を図ります。
- ②省エネルギー設備の推進など、環境に配慮した事業運営を図ります。

1-6. 環境保全の充実

■ 施策の目的

水と緑あふれる豊かな自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、地球温暖化防止など、住民と行政が協働して環境保全に向けた取り組みを進めます。

■ 現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の発生等を背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まっている中、自治体においても、低炭素・循環・自然共生を基本とした社会の形成が強く求められています。

本町は、聖岳を頂とした山林、楠の群生林とともに、ため池や六角川へ注ぐクリークなど水と緑に包まれた自然環境に恵まれています。また、住民主体による緑化運動など環境美化活動が進められてきました。

本町ではこれまで、これら豊かな自然の保護に努めてきたほか、環境美化運動の促進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。このような中、住民の環境保全への関心も徐々に高まってきており、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。

今後は、優れた自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を住民との協働のもとに総合的に推進し、環境負荷の少ない社会づくりを進めていく必要があります。

■ 主要施策

(1) 環境保全意識の高揚と環境保全活動の促進

- ①環境保全にかかわる広報・啓発活動を推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ②省資源、省エネルギーを心がける生活様式の定着に向けた活動を推進します。
- ③地区清掃活動、ふるさと美化活動への積極的参加を促進します。

(2) 地球温暖化防止の推進

- ①二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するため、アイドリングストップ等の具体的な行動を起こすための啓発・広報活動を推進します。
- ②公共施設全般の温室効果ガスの削減に取り組みます。

1-7. 環境衛生の充実

■ 施策の目的

循環型社会の形成に向け、広域的連携による安定的なごみ処理体制の充実を図り、住民・事業者・行政が一体となったごみの適正処理の向上に努めます。また、不法投棄などの防止に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

■ 現状と課題

大量生産・大量消費型社会活動により、快適な生活環境を手に入れる一方で、大量の廃棄物が発生するなど環境負荷が増大しており、循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、平成28年1月より4市5町からなる佐賀県西部広域環境組合(さが西部クリーンセンター)で適正処理を行っていますが、生活環境に対応したごみの種類も多くなり、これまでの焼却からリサイクルへの転換が求められるようになっていきます。

今後も一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄対策の強化が求められています。

このため、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

■ 主要施策

(1) ごみの収集・処理体制の充実

- ①広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化を図ります。
- ②ごみ集積所ボックスの設置とともに、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じて分別排出を徹底します。

(2) ごみの減量化・資源化の推進

- ①ごみカレンダーの活用などごみ減量化に関する広報・啓発活動の推進とともに、リサイクルに関する団体の育成を図ります。
- ②ごみ減量化・リサイクルの推進に向け、生ごみ処理機の購入補助制度や資源ごみ回収補助金制度の周知を図ります。
- ③資源物ステーションの適切な活用促進を図ります。

(3) 不法投棄の防止

- ①不法投棄防止パトロールの強化や不法投棄監視員制度の充実を図ります。
- ②不法投棄に関する啓発活動を通じ、不法投棄防止に向けた住民の協力体制の構築を図ります。

1-8. 生活排水処理対策の推進

■ 施策の目的

快適な住環境づくりに向け、合併処理浄化槽の設置など町全域における適正な生活排水処理を図り、美しい河川や用水路の水質保全に努めます。

■ 現状と課題

公共用水域の水質保全は、住民の生命と生活を守る上で極めて重要な課題です。特に、公共用水域の主要な汚染要因は、家庭などから処理されずに排出される生活排水によるものであり、生活排水対策の早急な実施が求められています。

本町では、し尿と生活雑排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の設置補助制度を整備し、単独浄化槽からの転換も含め、その設置促進を図っています。

今後も公共用水域の水質汚濁の防止に向け、今後の排出量の推移を見据えながら計画的推進を図る必要があります。

■ 主要施策

(1) 合併処理浄化槽の設置整備の推進

- ① 合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。
- ② 単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えを重点的に進めます。

(2) し尿処理体制の充実

- ① 広域的な連携のもと、し尿処理施設の老朽化への対応などし尿処理体制の充実を進めます。

1-9. 消防・防災体制の充実

■施策の目的

広域的な連携のもと、常備消防の充実を図るとともに、消防団員の確保対策を図ります。

また、防災対策の充実に努め、地震、風水害などあらゆる災害に対応できるまちづくりの実現を目指します。また、自主防災組織の活性化を支援するとともに、公共施設の耐震化や住宅の耐震改修の促進、防災施設の整備充実に努めます。

■現状と課題

近年、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する住民の関心が高まっています。自然災害から安全・安心な生活を守るため、東日本大震災の教訓から、住民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・自治体による「公助」の連携が求められています。

本町の消防体制は、常備消防に加え、非常備消防として、水防団も兼ねた消防団や婦人消防協力隊、幼年消防クラブが組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

町内の住環境をみると、少子・高齢化の進展等に伴い、旧炭住街では道路幅も狭く、空き家が多く点在する状況であり、大規模火災につながりやすくなっています。

また、消防団においては、団員の減少による消防力の低下が懸念されており、これらへの対応が課題となっています。

また、全国各地で地震や集中豪雨による大規模災害が発生している中、本町においても、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策、自主防災組織の育成など行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災・減災体制の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

■主要施策

(1) 常備消防・救急体制の充実

- ①広域的な連携のもと、常備消防・救急体制の充実を進めます。

(2) 消防団の確保対策

- ①消防団に対するイメージアップ策を展開するとともに、現職団員に対しての負担軽減策などを積極的に推進し、消防団に入団しやすい環境の整備を行います。

(3) 消防施設の充実

- ①老朽化や能力不足への対応、耐震化に向け、防火水槽・消火栓などの消防水利、消防格納庫、消防自動車などの各種消防施設の整備充実を図ります。

(4) 総合的な防災・減災体制の確立

- ①地域防災計画等の指針に基づき、町及び防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災・減災体制の確立を進めます。
- ②緊急時の相互情報連絡体制の充実を図ります。
- ③避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難支援計画の作成を進めながら、要配慮者の支援体制の整備を図ります。
- ④防災施設の整備充実及び資機材の備蓄を図ります。
- ⑤避難路・避難場所の周知徹底を図ります。
- ⑥武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進します。

(5) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の活動支援

- ①広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を図ります。
- ②消防団や婦人消防協力隊、幼年消防クラブと連携し、自主防災組織の活動支援を図り、住民の防火・防災意識の高揚と身近な地域における防火・防災体制の確立に努めます。

1-10. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

■施策の目的

交通事故のない社会づくりを目指し、交通安全教育・啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備を図ります。

また、警察等と連携した防犯体制を強化するとともに、住民の防犯意識の高揚、防犯灯の設置など犯罪のない地域社会づくりを推進します。

さらに、消費者問題が増加する中、関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、消費者の自立支援に努めます。

■現状と課題

交通安全について、全国的に交通事故発生件数は減少傾向にありますが、佐賀県においては、平成 26 年の人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数、交通事故負傷者数や交通事故死者数が全国ワースト 1 位となっており、特に人身交通事故発生件数と負傷者数は 3 年連続でワーストを記録しています。また、高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する事故の割合は増加傾向にあり、飲酒運転やひき逃げなどが発生していることから、その根絶が強く求められています。

本町では、警察や関係機関・団体との連携し、交通安全教育や啓発活動を推進し、交通安全意識の普及・浸透に努めるとともに、道路環境の改善に努めてきました。

しかし、本町を東西に走る国道 34 号は、年々交通量が増加していることや、JR 線路との間隔が狭く、国道と並行していることから、特に子どもや高齢者、障害者などの交通弱者の事故の増加が懸念されます。

今後の交通量の一層の増加や高齢化の進展等も勘案し、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化を進めていく必要があります。

防犯について、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、子どもが被害者になる凶悪犯罪や振り込め詐欺など犯罪からの安全確保が特に重視されてきています。

本町では、警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動の推進や少年補導員等との連携による児童・生徒の安全対策、防犯灯の設置などに努めていますが、今後とも、犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を一層進めていく必要があります。

消費者対策について、インターネットをはじめとした様々な取引手法により、消費者の利便性が高まっています。一方で、消費者が被害にあう手口の悪質化、巧妙化がみられるなど、消費者問題はますます複雑化・多様化しています。

本町では、県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙やホームページ等を通じた情報提供や講座等の開催、相談への対応など消費者対策を推進してきま

したが、今後とも、関係機関と連携し、被害防止のための啓発活動や、住民の消費者問題への意識高揚に取り組んでいくことが必要です。

■主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

- ①警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教育、広報・啓発活動を積極的に推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設等の整備

- ①交通量の一層の増加が見込まれる国道 34 号をはじめ、並行する J R 線路、県道の交通安全施設の整備充実や交通事故多発箇所の改善等を要請していきます。
- ②町道については、スクールゾーンの周知をはじめ通学路や交通量の多い路線を中心に、交通安全施設の整備、危険箇所の点検・改善を図ります。

(3) 防犯体制の強化

- ①警察や白石地区防犯協会など関係機関・団体と連携し、広報・啓発活動や情報の共有、防犯パトロール等を推進し、住民の防犯意識の高揚と自主的な地域安全活動の促進、町ぐるみの防犯体制の強化を図ります。
- ②少年補導員の活用など児童・生徒の安全対策の一層の強化を進めます。
- ③「こども 110 番の家」協力事業所・家庭の増加や防犯ブザーの配布など、児童・生徒の安全対策の強化を進めます。

(4) 街路・防犯灯の整備充実

- ①夜間における安全性確保と犯罪の未然防止のため、街路・防犯灯の改修及び新設を進めます。
- ②街路・防犯灯の L E D 化を進めます。

(5) 消費者問題に対する啓発と情報の提供

- ①広報紙やホームページによる情報提供のほか、関係機関と連携した消費者講座の開催、消費者向けパンフレットの配布など住民への消費生活に関する啓発活動を推進します。
- ②悪徳商法などによる被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、県消費生活センターと連携し、消費生活相談体制の充実に努めます。

第2章 健やかでやさしさあふれるまちづくり

2-1. 子育て支援の充実

■施策の目的

すべての子育て家庭が、子育てに伴う喜びを実感でき、次代を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

■現状と課題

核家族化の進行や住民同士の関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化が問題視されつつあり、育児への負担や不安を感じている人が増加しています。

本町では、保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの強化や育児相談、様々な機会を通じた情報提供に努めています。さらに、放課後児童対策の充実、母子保健事業の充実、子どもの医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭等や障害児を持つ家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に対応し、質の高い幼児期の学校教育、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。

今後は、保育所、幼稚園、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、子育てに不安を抱える親への支援など従来の取り組みに加え、更なる子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

■主要施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

- ① 子ども・子育て支援事業計画等に基づき各種施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる子育て支援策を推進します。

- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護休業制度の普及促進などに努めます。
- ③育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して生み育てられるよう、相談体制の強化を図ります。
- ④子育て中の親子の交流の場、子育てサークル・ボランティア育成の場の提供を図ります。

(2) 保育サービス等の充実

- ①0歳からの低年齢保育に対応できる保育体制・施設の充実とともに、障害児保育、病児・病後児保育の実施など子どもの状況に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。
- ②放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、放課後児童クラブによる適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。
- ③ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業など育児支援に向けた取り組みを行います。

(3) 子育て家庭への経済的支援

- ①出産祝金の支給を継続して行います。
- ②多子家庭への支援として、保育料の軽減を図ります。
- ③子どもの医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成など子育て家庭への支援を図ります。

(4) 子どもと親の健康の増進

- ①妊娠期から母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- ②不妊や不育症治療などを受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療等に対する費用助成を行います。
- ③各種予防接種などへの助成を図ります。

(5) 要保護児童などへの対応の推進

- ①児童相談所と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童・その家族への適切な支援を推進します。
- ②ひとり親家庭等に対して、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みを行います。

2-2. 高齢者施策の充実

■ 施策の目的

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりや多様化する福祉ニーズに対応したサービスを提供します。

また、高齢者の社会活動への参加、就業機会の拡大を進めます。

■ 現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

本町における高齢化率は34.34%（平成26年度末）と、平成26年度全国平均の26.0%を大きく上回ります。こうした高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者及びひとり暮らしの高齢者が増加し、家族介護力の低下などにより、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられます。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して暮らせることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が求められています。

また、介護保険制度の改正により、平成29年度より要支援者の訪問介護・通所介護サービスを従来の介護保険サービスから地域支援事業へ移行することが予定されていることから、広域的な連携のもと、円滑な移行が求められています。

このため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防・地域支援事業を展開するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに一層取り組む必要があります。

■ 主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の充実

- ① 関連部門、関係機関・団体相互の連携強化、制度やサービス内容の周知、サービス事業者の確保及びサービスの質の向上促進など、推進体制の充実を図ります。

(2) 介護予防の推進

- ①地域包括支援センターの強化を図るとともに、町内の居宅支援事業所との連携強化により、相談機能の充実と地域ケア体制の強化を図ります。
- ②広域的な連携のもと、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な開始に向けた取り組みを進めます。

(3) 認知症対策等の推進

- ①認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備をはじめ、認知症地域支援推進員の配置を進め、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制や在宅生活支援の充実を図ります。
- ②認知症についての知識の普及や認知症サポーターの養成など認知症高齢者を支援する地域体制づくりに努めます。
- ③高齢者の権利を守るため、高齢者虐待防止の啓発とともに、成年後見制度などの事業・制度の周知・利用促進を図ります。

(4) 在宅生活の支援

- ①高齢者が住み慣れた地域で安定した生活を続けられるよう、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の総合的な支援の充実を図ります。
- ②高齢者の在宅支援に向け、緊急通報システムなどの各種福祉サービスの提供を図ります。
- ③「いのちのバトン配布事業」として、高齢者が緊急時に利用できる体制をつくります。

(5) 生きがいつくりと社会参加の促進

- ①学習機会の情報を提供し、高齢者の教養・趣味活動の支援に努めます。
- ②老人クラブへの支援を行い、活動の活性化を促進します。
- ③高齢者の就労機会の拡充に向け、シルバー人材センターの充実支援に努めます。

(6) 高齢者の健康づくり

- ①高齢者の健康づくり活動の促進に努めます。
- ②健康診査・指導、健康教育とともに、各種予防接種への助成など各種保健サービスの充実を図ります。

2-3. 障害者施策の充実

■ 施策の目的

ともに生きる社会づくりを目標に、障害者に対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障害者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して働き、生きがいを持って活動していくための環境づくりを進めます。

■ 現状と課題

わが国においては、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが求められています。

平成 26 年 3 月末現在、本町の身体障害者手帳所持者は 518 人、療育手帳所持者は 106 人、精神保健福祉手帳所持者は 33 人、自立支援医療(精神通院)受給者 100 人、特定疾患医療費受給者 69 人となっています。

本町では、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、障害者総合支援法、地域生活支援事業等による福祉サービスや障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障害者が自立して暮らせるまちづくりに向け、様々な施策を推進しています。

しかし、障害者数は増加傾向にあり、障害の重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障害者支援全般の一層の充実が求められています。

また、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法等の施行が予定されており、障害を理由とするあらゆる差別の解消が求められます。

このため、障害者への相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、福祉施設からの地域生活への移行、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障害者施策の総合的推進に努める必要があります。

■ 主要施策

(1) 障害福祉サービスの充実

- ① 障害の種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、福祉施設からの地域生活への移行に伴い、障害者総合支援法、地域生活支援事業等による福祉サービスの充実を図ります。
- ② 障害者が適切なサービスを利用できるよう制度周知・相談体制の充実を図ります。

(2) 療育体制の充実

- ①障害の早期発見、早期対応するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、総合的な療育支援体制の確立を図ります。

(3) 障害者の社会参加の促進

- ①障害者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
- ②関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障害者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発など福祉的就労機会の充実に努めます。

(4) 相互理解の促進

- ①障害を持つ人と持たない人がともに生きる社会環境づくりを目指すノーマライゼーションの実現と障害を理由としたあらゆる差別の解消に向け、障害者に対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育を充実します。

2-4. 地域福祉の充実

■ 施策の目的

住民の誰もが、住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、住民自らによる地域福祉活動の育成や支援を進めます。

■ 現状と課題

地域社会における支え合いの機能の相互、連携協力の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下等が指摘される中で、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本町では、保健福祉課と社会福祉協議会が連携し、地域の高齢者や障害者、ひとり親家庭等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、民生・児童委員、ボランティア団体等と連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子・高齢化は一層急速に進展し、援助を必要とする高齢者が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、住民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

■ 主要施策

(1) 地域福祉活動推進体制の整備

- ① 関連部門、関係団体相互の連携強化、各種サービスや活動の情報提供・相談体制の整備を図ります。
- ② 地域福祉活動の拠点として、総合福祉保健センター「美郷」の活用を図ります。
- ③ 福祉関係、社会福祉従事者の資質向上に努めます。

(2) 福祉意識の高揚

- ① 広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、高齢者や障害者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、住民の福祉意識の高揚に努めます。

(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- ①民生・児童委員、社会福祉協議会、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。
- ②福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を推進します。

(4) 人にやさしい環境整備の推進

- ①高齢者や障害者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

2-5. 健康づくり・医療の充実

■施策の目的

住民の「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高め、地域における健康づくりや生きがいきり活動などを支援するとともに、各種健診や健康相談体制などを充実します。

また、町立病院の充実をはじめ、住民の医療ニーズに対応した地域医療体制の確立に努めるとともに、関係機関と連携して救急医療体制の充実に努めます。

■現状と課題

本町では、総合福祉保健センター「美郷」を拠点として、各種の健康診査・検診や健康教育、相談などの保健事業を実施するとともに、健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会を設置し、健康づくりについての知識の普及と一層の関心を深めてもらう機会づくりに努めるなど、住民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進しています。

しかし、高齢化が急速に進展する中で、早世や要介護状態にならないための生活習慣病対策の充実が特に重要な課題となっており、日頃の健診体制の充実をはじめ、予防を重視した各種保健事業の充実が求められています。また、社会の複雑化に伴う中で、精神保健に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。

今後は、「健康増進・食育推進計画」に基づき、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供を図っていきます。

医療について、今後、高齢化の急速な進展とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。

本町には、地域の中核病院として位置付けられる町立病院があり、住民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、町立病院を中心とした地域医療体制の充実に努めてきました。

しかし、病院施設の老朽化の対応や安定した医療サービスを提供するための効率的で自立した病院経営が求められています。また、国・県の進める医療機能の分担に対応した医療機関のあり方を検討していく必要があります。

さらに、休日及び夜間の救急医療が適切に提供できるよう、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実に努める必要があります。

■主要施策

(1) 保健事業推進体制の充実

- ①健康増進計画に基づき、健康づくり施策を総合的、計画的に進めます。
- ②総合福祉保健センター「美郷」の一層の機能充実・有効活用に努めます。
- ③地域性に即した保健事業を推進するため、健康づくり推進協議会の充実を図ります。

(2) 健康づくり活動の推進と健康管理意識の高揚

- ①生活習慣病の予防、食育の推進、肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、心の健康づくり、アルコール・禁煙対策等の各分野の数値目標の達成に向けた健康づくり施策を計画的に推進します。
- ②広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等を図り、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分でつくる」という意識の高揚を図ります。
- ③食生活改善推進員をはじめ、健康づくりに関する自主組織やボランティアの育成に努め、地域ぐるみの自主的な健康づくりを促進します。

(3) 各種検診の充実

- ①受診率向上に向け、健康診査・検診体制の充実、健(検)診後のフォロー体制の充実など、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

(4) 精神保健・感染症対策の推進

- ①精神保健福祉についての正しい知識の普及など心の健康づくりを推進するとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰・自立のための支援に努めます。
- ②関係機関との連携のもと、結核や肝炎、エイズなどの感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

(5) 地域医療体制の充実

- ①町立病院が機能を発揮できるよう、医師の確保をはじめ、診療科目の充実、施設の老朽化への対応及び医療機器等の整備を図ります。
- ②医師会と連携のもと、地域医療体制の充実を図ります。
- ③従来 of 急性期医療に加え、急性期治療後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実を図ります。

(6) 自立した病院経営の推進

- ①住民に安定した医療サービスを提供するため、業務の効率化など自立した病院経営を図ります。

(7) 救急医療の充実

- ①消防本部、県など関係機関と連携して、休日及び夜間の急患の受入など、二次医療機関としての役割を発揮し、救急医療の確保に努めます。

2-6. 社会保障の充実

■施策の目的

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度等の各種保険や生活保護等の社会保障の充実に努めます。

■現状と課題

本町の生活保護世帯は、平成27年11月現在、65世帯となっていますが、近年、増加傾向にあります。このため、今後とも関係機関や民生・児童委員との連携のもと、生活困窮者の状況の把握と、経済的自立及び生活意欲の高揚を促すための施策を進めていく必要があります。

国民健康保険については、高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増加を続け、財政状況は極めて厳しい状況にあります。このため、被保険者の健康づくりを促進していくとともに、国民健康保険税の収納率の向上や医療費の適正化を進めていく必要があります。

国民年金について、少子・高齢化が進む中、老後の生活において国民年金の果たす役割はますます大きなものとなってきていることから、今後とも国民年金制度についての正しい知識の周知を図っていくことが必要です。

■主要施策

(1) 生活保護制度等の適正な運用

- ①関係機関や民生・児童委員との連携のもと、生活困窮者の状況を的確に把握するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ②生活困窮者の自立を支援するため、福祉事務所やハローワークと連携し、就労等の支援に努めます。

(2) 国民健康保険事業の健全化

- ①国民健康保険事業の安定的な運営を維持していくため、口座振替の促進や滞納者対策の強化等を通じ、収納率の向上を図ります。
- ②レセプト点検の充実や医療費の通知等を通じ、医療費の適正化を図ります。
- ③高齢化の進展、医療の高度化により医療費が増加傾向にあるため、生活習慣を起因とする生活習慣病の改善など、予防についての啓発及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に取り組みます。

(3) 国民年金制度の啓発

- ①啓発活動の推進や年金相談の充実を図り、制度についての正しい理解と認識を深めます。
- ②関係機関との連携のもと、未加入者の加入促進を図ります。

第3章 歴史と文化が輝き人を育むまちづくり

3-1. 教育の充実

■施策の目的

子どもたちが生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、幼児教育の充実とともに、小中一貫教育の充実を図ります。また、学校施設の整備とともに、学校施設・設備の充実を進めるほか、児童・生徒の安全対策を推進します。

■現状と課題

わが国では、教育をめぐる様々な課題を踏まえ、平成25年に第2期教育振興計画を策定し、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」を重視した取り組みなど教育の再生に向けた教育環境づくりを進めています。

本町では、義務教育学校である小中一貫校の「大町ひじり学園」において、9年間の義務教育終了時に目指す子ども像を見据えて、計画的、継続的に指導を行い、基礎学力の定着と生活規範の充実を図り、次代の本町を担う子どもの健やかな育成を図ってきました。また各種の研修会を通して、教職員の資質の向上に努めてきました。

今後も、子どもたちが生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、地域に密着した小中一貫教育の充実を図る必要があります。

子どもたちを取り巻く環境は、情報化が急速に進み、変化が激しい社会で厳しい状況にあり、今後は、この状況を踏まえた教育行政の推進が求められています。

また、子どもたちの安全性の確保が重要視される中、安全対策のより一層の強化が必要となっています。

■主要施策

(1) 小中一貫教育の推進

- ①9年間の義務教育終了時に目指す子ども像を見据えて、計画的、継続的に指導を行い、基礎学力の定着と生活規範の充実を図ります。
- ②小中一貫教育先進校研修への教職員の派遣など小中一貫教育の充実を図ります。
- ③基礎的・基本的な知識・技能の定着を徹底させ、多様な価値観のもと個性を生かす教育を推進し、学力の向上に努めます。

- ④ALT(外国語指導助手)の配置と活用等による英語教育を推進し、英語力の育成と国際理解教育の充実を図ります。
- ⑤教えるプロとしての資質をもった教職員の育成のため、学校の課題に即しての研修や研究活動の充実を促進します。
- ⑥空調設備の整備、ICT利活用教育の推進など学校教育環境の充実を図ります。
- ⑦民間学習塾と提携し、無料で小学3年生から6年生向けに算数学習塾を開催します。

(2) 地域に開かれた学校づくり

- ①コミュニティ・スクールの推進に向け、学校運営協議会を中心とした地域住民の参画を促します。
- ②地域に密着した魅力ある学校、地域との交流や施設の開放等を通じた開かれた学校など、特色ある学校づくりを進めます。
- ③放課後等に地域住民による補充学習の支援を行います。

(3) 情操教育の充実

- ①総合的な学習の時間など学校の工夫により、様々な体験学習・郷土の伝統文化の尊重や道徳教育、人権教育の充実を図ります。
- ②学校において一流の文化芸術団体による実演、芸術公演を実施し、豊かな想像力や思考力、コミュニケーション能力を養います。
- ③学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導等の充実を図り、豊かな心の育成を図ります。
- ④情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付ける情報モラル教育の充実を図ります。
- ⑤放課後等における様々な体験活動や地域住民との交流活動を行う「みんなの広場」(放課後子供教室)を開催します。

(4) 健全育成・体力の向上

- ①児童・生徒の体力向上とスポーツ・健康づくりに対する意識高揚を図るため各種スポーツ行事を実施します。
- ②健康教育、安全教育やクラブ・部活動の充実をはじめ、関連部門が一体となった食育の推進、給食体制の充実を図り、心身ともに健康な児童・生徒の育成を図ります。

(5) 特別支援教育の充実

- ①関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、教育環境の整備と就学相談・教育支援の推進を図ります。

(6) 子どもの安全対策の推進

- ①学校における防犯・防災設備の整備、訓練の実施等を図ります。
- ②防犯ブザーの配布・交通教室の実施や通学路の点検等登下校時の安全対策の強化を図ります。

(7) 教育に関する経済的支援

- ①保護者の経済的負担軽減のため、給食費助成などの検討を行います。

3-2. 青少年の健全育成

■施策の目的

青少年の育成に関わる関係機関・家庭・学校・地域が連携し、地域全体で子どもを育む環境づくりを進め、青少年と地域とのふれあい、社会的に自立する心を育成する活動を推進します。

■現状と課題

本町では、地域で子どもを守り育て、青少年の健全育成のために、地域活動の中心的役割を担う公民分館長会と連携し、青少年育成町民会議とともに活動に取り組んでいます。

しかし、今後、少子・高齢化や核家族化がより一層進み、青少年を取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されることから、青少年が様々な体験・交流活動等を通して豊かな人間性を育み、明日の本町の担い手として健全に育成されるよう、取り組みを進めていく必要があります。

■主要施策

(1) 青少年健全育成活動の推進体制の整備

- ①青少年育成町民会議を中心に、関係機関・家庭・学校・地域が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。
- ②関係団体を中心とした有害環境の浄化活動や非行防止活動などを促進します。

(2) 青少年健全育成活動の推進

- ①子どもたちに、祭りや地域の行事への積極的な参加を促すとともに、様々な体験活動を支援します。
- ②家庭教育に関する講演会の開催や情報提供を図り、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

3-3. 生涯学習の振興

■施策の目的

住民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、だれもが学べる学習環境を整備するとともに、住民の自発的な学習活動への支援を図ります。

■現状と課題

本町では、公民館や地区公民分館を拠点として、住民の学習意欲と学習需要に対応できる情報の提供など、各種講座、教室を開催し生涯学習の推進に努めています。

このような中、各種施設の老朽化が進んでいるほか、住民の生涯学習に対するニーズの多様化、学校・地域と社会教育との連携・融合といった課題がみられ、ハード・ソフト両面からの取り組みが求められております。

このため、総合的な視点に立った生涯学習の基盤整備を進めていく必要があります。

■主要施策

(1) 生涯学習活動の推進と機会の拡充

- ①年齢層に合わせた特色ある講座・教室の開催など学習機会の提供を図ります。
- ②広報紙やホームページを通じた学習情報の提供に努めます。

(2) 生涯学習の推進体制の整備

- ①社会教育委員会や読書活動推進委員会の活性化を図るとともに、新たな指導者の発掘・育成に努めます。
- ②各種団体、学校教育と連携し推進体制の強化を図り、住民の学習意識高揚に努めます。

(3) 生涯学習関連施設の適切な維持・管理と活用

- ①生涯学習関連施設の適切な維持・管理を進めるとともに、学習活動での利活用の促進を図ります。

3-4. 文化・芸術の振興

■施策の目的

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、住民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、文化施設の充実を図ります。また、土井家住宅など貴重な文化財の保存・活用を図ります。

■現状と課題

本町では、文化連盟を中心とした住民主体の文化芸術活動が行われていますが、一方では、参加者の固定化や意識変化により活動が停滞気味の団体もあり、活動の活性化、地域文化の継承・創造にも積極的に取り組む必要があります。

また、本町には、土井家住宅など有形・無形の貴重な文化財が数多く残されています。

有形指定文化財の説明板の設置や文化財マップの作成、無形文化財や伝統行事の保存活動の支援などを行っていますが、今後とも、文化財の適切な保存・活用に努め、多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

■主要施策

(1)文化・芸術の振興

- ①住民の自発的な活動の促進を図るため、文化連盟の活動の推進を図ります。
- ②自由な文化活動の援助と住民の参画・協働のもとに、イベントや文化芸術活動の支援を推進します。

(2)文化財の保存・活用

- ①指定文化財の適切な保存・活用に努め、文化財マップを活用した文化財保護体制の強化を図ります。
- ②文化財に関する啓発活動を推進し、文化財愛護思想の普及を図ります。

3-5. 生涯スポーツの振興

■ 施策の目的

それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、大町遊ゆうスポーツクラブや体育協会への支援、指導者の育成・確保、体力・年齢等に応じたスポーツの普及を図ります。

また、町民グラウンドや大町スポーツセンターなど既存スポーツ施設の充実及び有効活用を図ります。

■ 現状と課題

本町では、総合型地域スポーツクラブである「大町遊ゆうスポーツクラブ」の活動支援とともに、各種スポーツ施設の充実など、スポーツ環境の充実に努めてきたほか、体育協会を中心とした各種スポーツ団体の活動支援等を通じ、スポーツ人口の拡大に努めてきました。

今後は、利用者のニーズに対応した各種スポーツ施設の整備充実や改修を計画的に進めていくとともに、大町遊ゆうスポーツクラブの活動支援をはじめ、各種スポーツ団体の育成、指導者の確保など、スポーツ活動の充実を進めていく必要があります。

■ 主要施策

(1) 体育協会、総合型地域スポーツクラブの活性化

- ① 競技力向上を目指すスポーツ普及のため、体育協会への加盟促進を図るとともに、関係団体との連携強化を図ります。
- ② 総合型スポーツクラブの自主運営を支援します。

(2) 多様なスポーツの普及促進

- ① 住民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に向け、各種スポーツ大会・教室を開催し、住民の参加促進に努めます。
- ② 年齢に関係なく、誰もが生涯にわたり楽しむことができるニュースポーツの普及促進を図ります。

(3) 指導者の確保・育成

- ① 適切な指導を行える専門的能力を持つ指導者の確保に努めます。
- ② スポーツ推進委員研修の支援を図り、指導者の育成に努めます。

(4) 社会体育施設の適切な維持・管理

- ①老朽化への対応など町民グラウンドや大町スポーツセンターなどスポーツ施設の適切な維持・管理を図ります。

第4章 活力ある産業のまちづくり

4-1. 工業の振興

■ 施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、既存企業の体質強化を支援するとともに、企業誘致に向けた環境整備を図ります。また、関係団体と連携して新産業の創出を支援します。

■ 現状と課題

工業の振興は、地域活力の向上や雇用の場の確保につながるものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

本町の工業は、平成25年の工業統計調査によれば14事業所があり、製造品出荷額は3,657,349万円となっています。

しかし、地方における景気動向を反映した経営状況は依然厳しい面もあり、その活性化が求められています。また、町の更なる発展に向けた企業立地も課題となっています。

また、既存企業の体質強化や経営の安定化、技術力の向上や起業化等に向けた支援を進めていく必要があります。

■ 主要施策

(1) 既存企業への支援

- ① 企業連絡協議会を活用し、既存企業との情報交換を密にするなど連携・支援体制を強化していきます。
- ② 商工会等との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進していくとともに、融資制度の充実を図り、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 企業誘致に向けた条件整備

- ① 新たな工業用地の確保に向けた土地利用ゾーニングを適宜検討するなど企業誘致に向けた条件整備を図ります。

4-2. 商業の振興

■ 施策の目的

にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

■ 現状と課題

近年、道路・交通体系の変化や消費者ニーズの変化等を背景に、全国的に既存商店の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

本町の商業は、2つの連続した商店街の中に飲食店や身の回り品等を扱う昔からの小売り店舗が集積し、住宅地にも隣接していることから、利便性も高く、特に高齢者などには安心して買い物できる場所となっています。しかし、経営者の高齢化、後継者不足等により衰退の傾向が著しく、また、車社会の一層の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、周辺市町の大型店への購買力の流出が進み、空き店舗が増加するなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

今後は、商工会等とより一層の連携を図りながら、にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、商店街の活性化など魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図る必要があります。

■ 主要施策

(1) 商工会への支援強化と商業経営の近代化

- ① 商工会への支援強化とともに、商工会等との連携のもと、若い経営者が魅力を持てる経営改善など指導・支援体制の強化を図り、商業活動の活性化を促進します。
- ② 中小企業の経営の安定化、経営体質の強化に向け、各種支援制度の周知・活用を促進します。
- ③ 地域に密着したサービスやイベントなど、近代的経営や魅力ある店舗づくりを促進します。

(2) 後継者の育成・新規開業者の発掘

- ① 経営意欲の高揚や後継者の育成とともに、創業・起業支援や空き店舗の活用支援など、新規開業者の発掘を図ります。

(3)にぎわいのある商業環境づくり

- ①魅力ある店舗・商品開発への支援など商店街全体の再活性化について検討するとともに、商業施設の誘致など、にぎわいある商業環境づくりに努めます。
- ②商店街の活性化や特産品開発における大学や高等学校との連携の強化を図ります。
- ③大町駅に隣接し、国道 34 号沿いに立地する大町情報プラザを商店街に誘導するためのアンテナショップとして活用します。
- ④やすらぎパークを活用したイベントの充実を図ります。
- ⑤空き店舗の多様な活用方法を検討します。

4-3. 農業の振興

■ 施策の目的

本町の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品づくりに取り組むとともに、農地の流動化と集団化など効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備などを進め、多面的機能を発揮する持続可能な農業を図ります。

■ 現状と課題

本町は、白石平野の高い生産力に支えられ、古くから米麦作を中心とした土地利用型農業が展開されており、現在、米、麦を中心とした水田農業を基礎に大豆を組み入れたブロックローテーションが展開され、農業所得向上策として園芸作物が導入されています。野菜においては、たまねぎ、施設きゅうり、いちごなど、果樹においてはみかん、畜産では採卵鶏、肉用牛の生産が行われています。

平成 22 年の農林業センサスによると、農家総数は 79 戸、そのうち販売農家が 63 戸で、全体の 79.7%を占めています。また、経営耕地面積は 316ha、そのうち田が 281ha と全体の 88.9%を占めています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、土地改良事業等による農業生産基盤の整備や担い手への農地の集積をはじめ、農業の振興に向けた様々な支援施策を積極的に推進してきましたが、国際的な動向も含む農業情勢が依然として厳しい中で、高齢化や後継者不足とも相まって、農家数の減少が続いており、総体的な農業の活力低下が問題となっています。

今後は、関係機関・団体との連携を強化し、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成を図り、経営体制の強化を進めるとともに、生産性の向上や高品質化の促進、環境に配慮した農業や地産地消の促進など、多様な支援施策を一体的に推進していく必要があります。

■ 主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

- ① 関係機関との連携のもと、用排水施設や農道の整備等を進め、農業生産基盤の充実と適切な維持・管理に努めます。

(2) 担い手の育成

- ① 意欲のある認定農業者の育成・確保、新規就農者への支援を図ります。

- ②集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。
- ③農地中間管理機構を活用し、農地の流動化による利用集積、農作業受委託の促進を図ります。

(3) 生産性の向上促進

- ①関係機関・団体との連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図り、計画的な米の生産を促進します。
- ②合理的な作付体系や効率的な生産技術の導入、関連施設の整備・活用等を促進します。
- ③農業者、関係団体と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。

(4) 特産品の開発と6次産業化の支援

- ①地域性に即した新作目や新品種の導入・産地化を促進します。
- ②農産物加工グループの育成など農産物加工体制の充実を促進し、農産物を生かした加工品の生産拡大及び新商品の開発など6次産業化の支援を図ります。
- ③ふるさと納税制度と農商特産物のタイアップによるブランド化を図ります。

(5) 環境に配慮した農業の促進

- ①減農薬など食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開を促進します。
- ②廃プラスチック類や家畜排泄物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルを促進します。

(6) 地産地消・食育への対応

- ①農産物直売施設の充実支援をはじめ、PR活動の強化などを図り、地産地消を促進します。
- ②生産者や関係機関との連携のもと、学校給食への農産物供給体制の充実を図り、食育の推進を図ります。

4-4. 観光・交流機能の創出

■ 施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、地域資源の発掘や交流拠点となるボタ山わんぱく公園の活用をはじめ、多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の創出を図ります。

■ 現状と課題

本町には、旧長崎街道沿いの国指定文化財の土井家住宅など歴史資産をはじめ、白石平野や有明海を見下ろし、遠く雲仙岳まで望む聖岳展望所、ボタ山わんぱく公園や浦田自然公園、楠の群生林や長寿の滝など自然にふれる地域資源があります。また、温泉施設には年数万人が訪れています。さらに、大町駅に近接して情報プラザが整備されており、町内の特産品や新鮮な農産物などを中心に展示・即売しています。

しかし、観光・交流資源として、町外から観光客を呼び込むには不十分であり、観光産業として成立するには至っていません。

観光は、地域のイメージアップにつながるとともに、人々の交流をもたらし、地域の活性化を促す側面を持っていることから、ボタ山わんぱく公園の活用など町の魅力の向上と交流人口の増加といった視点に立ち、本町の地域特性に即した観光・交流機能の創出を進めていく必要があります。

■ 主要施策

(1) 観光・交流資源の発掘・活用

- ①ボタ山わんぱく公園など町内の地域資源を観光・交流資源として活用するとともに、イベントの充実を図ります。
- ②周辺自治体や関係団体と連携し、広域観光ルートづくりに努めます。

(2) P R活動の推進

- ①ホームページの充実やパンフレットの作成、SNSなど様々なメディアの活用等を通じ、商工会等と連携し、本町の認知度向上やP R活動を図ります。
- ②県や周辺自治体などと連携した広域的なP R活動の推進に努めます。

4-5. 就労対策・勤労者福祉

■ 施策の目的

地域産業の活性化により、就労機会の創出を進めるとともに、就職情報の提供、職業能力開発支援に努めます。

また、勤労者が安心して働くことができる労働環境整備の促進に努めます。

■ 現状と課題

産業構造の変化や技術革新など環境の急速な変化の中で、労働力人口の減少や高齢化傾向の強まりなど、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本町においても、長期にわたる景気の低迷等により商工業が停滞傾向にある中で、町内における雇用機会の不足が大きな問題となっています。

このため、既存企業の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU I J ターンの促進、女性や高齢者・障害者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの普及や労働条件の向上促進など働きやすい環境づくりを促進する必要があります。

■ 主要施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

- ① 企業誘致や既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充に努めます。
- ② ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、町内立地企業での町内在住者の雇用促進、若者の地元就職及びU I J ターンを促進します。

(2) 多様な雇用環境の整備促進

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨の普及をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた事業所への啓発、女性の雇用促進を図ります。
- ② 障害者雇用促進法の趣旨の普及など、障害者の雇用を促進します。
- ③ シルバー人材センターの充実支援をはじめ、企業への再雇用の促進など高齢者の雇用を促進します。

(3) 働きやすい職場環境づくりの促進

- ① 勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、労働条件の向上やワーク・ライフ・バランスのための環境づくりに向けた事業所への啓発に努めます。

第5章 絆で未来を築くまちづくり

5-1. 協働のまちづくりの推進

■施策の目的

住民と行政の役割と責任を明確にし、協働のまちづくりに取り組むとともに、広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた住民と行政の情報共有化を図ります。

また、まちづくりに関する人材や組織の育成とともに、ボランティア組織・NPO法人など多様な住民団体との連携に努めます。

■現状と課題

高度化、多様化する行政ニーズに対応し、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中、ますます自立したまちを創造・運営していくためには、これまで以上に住民参画、住民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

本町では、広報紙やホームページをはじめとする広報活動とともに、出前講座の開催や町長へのたよりの受け付け、各種アンケート調査の実施などの広聴活動も行っています。

また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種委員会や審議会等を通じた住民参画による各種行政計画の策定・推進、各種住民団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに努めています。

地域の自主性及び自立性が問われる中、新たなまちづくりの仕組みとして、住民参画・協働に関する多様な施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

■主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙等による広報活動の充実に努めるとともに、各種アンケート等を活用した広聴活動を推進します。
- ② ホームページの内容充実及び有効活用とともに、スマートフォン等モバイル端末機器への対応を図ります。

(2) 情報公開の推進

- ①住民への説明責任を果たし、行政運営の透明性の確保を図るため、文書管理体制の充実のもと、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開を推進します。

(3) 政策形成過程等への参画・協働の促進

- ①各種行政計画の策定や評価に際し、委員会や審議会の委員の一般公募、パブリックコメントの実施等により、政策形成過程からその評価・見直しまで、住民の参画・協働を促進します。

5-2. コミュニティ活動の推進

■施策の目的

人と人との絆や地域での絆が重視される中、地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動への支援をはじめ、地域リーダーなど人材の発掘・育成を図ります。

■現状と課題

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、地域のコミュニティ活動は、福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成など多様な分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

本町には 31 の自治会があり、地域での自治会活動等が今なお活発に行われています。また、「大町煉瓦館」の保全活動など地域活動が活発なコミュニティもみられます。しかし、近年、少子化や核家族化、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられるなど、コミュニティ活動の活性化が大きな課題となっています。また、本町の行政区は、1 集落あたり 30 戸から 280 戸と極端な規模の差がみられることから、行政区の再編を図る必要があります。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

このため、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

■主要施策

(1) コミュニティ意識の高揚

- ① コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進します。
- ② 地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2) コミュニティの活性化支援

- ①ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、子どもの登下校時の見守りや子育て支援活動、世代間交流活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。
- ②コミュニティ活動の活性化に向け、区長会や住民の意向を尊重しながら、集落規模の適正化など行政区の再編を検討します。

(3) コミュニティ施設の充実

- ①地域住民のふれあいの場、活動の場として活動拠点となる地区公民分館や集会所等の整備支援を図ります。
- ②コミュニティ活動での公共施設の利用促進を図ります。

5-3. 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

■施策の目的

差別のない明るい地域社会の形成に向け、地域・学校・事業所などと連携し、人権教育や啓発活動を推進します。

また、男性と女性が、職場・地域・家庭において互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、町や地域における政策・方針決定過程などへの女性参画機会の拡大に努めます。

■現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。

本町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、人権教育や啓発活動を実施してきました。

今後も、身の回りにある人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

本町では、大町町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成を重要課題として位置付け、広報・啓発活動の推進や学級・講座の開催、審議会・委員会等への女性の登用、女性団体の活動支援など、積極的な取り組みを推進してきました。

今後も、男女共同参画のための意識づくりや社会環境づくり、男女がともに豊かで安心できる暮らしづくりに向けた各種の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

■主要施策

(1) 人権啓発と人権教育の推進

- ①あらゆる差別や偏見の撤廃を目指して、国・県をはじめ町内外の各組織・団体と連携を図り、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場や機会を通じて人権啓発と人権教育を推進します。

(2) 男女共同参画に向けての意識づくり

- ①広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

- ②学校・地域・家庭において、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

(3) 男女がともに生きる環境づくり

- ①各分野の審議会・委員会への女性委員の登用など政策や方針の決定の場への男女の参画を図ります。
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護休業制度の普及促進や事業所への男女共同参画に関する啓発などに努めます。
- ③関係機関と連携し、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの暴力の防止について、啓発活動を行うとともに、被害者の相談・支援体制の充実に努めます。

5-4. 行政経営の充実

■施策の目的

国主導型行政から地域主導型行政への転換が進み、自治体の自己決定・自己責任が求められる中、「経営」の視点に立って社会経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な行政活動を展開します。

また、中長期的な財政見通しを踏まえながら、健全な財政運営に努め、持続可能なまちづくりを推進します。

多様化、広域化する行政ニーズに効果的・効率的に対応していくため、周辺自治体との連携により効率的・効果的な施策の推進を図ります。

■現状と課題

本町では、行政改革大綱などにに基づき、庁内の機構改革をはじめ、人件費を中心とした歳出の削減、事務事業の整理合理化、情報化の推進などによる効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。また、人材育成方針に基づき、職員の資質向上にも努めています。

今後も、これまでの行政サービスを維持しながら、持続可能な自治体経営を進めていくために、行財政改革を計画的かつ積極的に推進していく必要があります。

また、住民の行政ニーズは複雑・多様化しており、一層の高度化・専門化が求められる中、単独の自治体では対応が困難な行政サービスもみられます。現在、本町では、消防やごみ処理など周辺自治体と連携し、一部事務組合で対応しています。

今後も、広域的な対応が可能な事務・事業については周辺自治体と連携して対応していく必要があります。

■主要施策

(1) 行財政改革の推進

- ① 中長期的な見通しに立った行財政運営、自立して持続可能なまちづくりを進めます。
- ② 指定管理者制度等による民間活力の活用を図ります。
- ③ 計画・事業の進捗管理や点検に基づき、事業効果や費用効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化等を図ります。
- ④ 人事評価制度の運用による職員の資質向上や能力開発に努め、スリムな行政を推進します。

- ⑤情報化や制度改正に対応した個人情報セキュリティポリシーの見直しを行います。
- ⑥住民の満足度の向上に向け、住民視点を重視した住民サービスの充実を図ります。

(2) 健全な財政基盤の確保

- ①限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを行い、徹底的な節減・合理化を進めます。
- ②財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに効果的・効率的な財政運営を推進します。
- ③受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上に努め、自主財源の確保を図ります。
- ④国・県の各種補助制度の有効活用を図ります。
- ⑤公共施設等総合管理計画の策定のもと、公共施設の適切な維持・管理を進めます。

(4) 広域行政の推進・新たな連携の推進

- ①広域行政におけるサービスの安定化を図るため、広域行政機能を点検・強化し、より効率的な行政運営を推進します。
- ②既存の広域行政のほか、広域的な対応が効果的な事業について、様々な分野での連携を図ります。
- ③大学など教育機関や研究機関と連携した事業・施策の展開を図ります。

(5) 地方創生の推進

- ①国、県、周辺市町や関係機関、企業等との連携、住民との協働により、地方創生を推進するための各種地域活性化施策の展開を図ります。

用語解説

あ 行

ICT (アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。IT (情報技術) に通信コミュニケーションの意味を加味した用語。

空き家バンク

移住・定住を考えている人に空き家の売買・賃貸情報を提供する制度。

アンテナショップ

新商品を試験的に売り出し、消費者の反応を探るアンテナの働きを持つ小売店舗のこと。

いのちのバトン

ひとり暮らしの高齢者等を対象として配布する、かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先等の緊急時に必要な情報を保管する円筒形の透明のプラスチック容器。

ALT (エー・エル・ティー)

Assistant Language Teacher の略称。外国語指導助手。

SNS (エス・エヌ・エス)

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

LED (エル・イー・ディー)

発光ダイオード (Light-Emitting Diode) を使用した照明器具。

NPO (エヌ・ピー・オー)

Nonprofits Organization の略称。民間非営利団体、非営利事業体。営利を追求せず、公益のために活動する民間団体。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの総称。

か 行

クリーク

小規模な河川、水路。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校のこと。任命された保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画する地域とともにある学校運営の仕組み。

さ 行

自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成する組織。

指定管理者制度

公の施設の管理運営を民間事業者に委ね、民間事業者のノウハウ等を活用することで管理経費の縮減、利用者へのサービス向上等を図ることが期待できる制度。

スクールカウンセラー

児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う専門家。

成年後見制度

認知症高齢者など判断能力の不十分な方が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する基本方針。

総合型地域スポーツクラブ

地域の人々に年齢、興味・関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する多種目、多世代、多志向のスポーツクラブのこと。

ゾーニング

都市計画などで各地域を用途別に区画すること。

た 行

タイアップ

協力・提携すること。

特定健康診査

40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満により様々な病気に引き起こされやすくなった状態)の予防・解消に重点をおいた生活習慣病予防のための健康診査。

DV(ディー・ブイ)

Domestic Violence の略称。ドメスティック・バイオレンス。親密な関係にあるパートナーからの身体的、精神的、性的、経済的な暴力のこと。

な 行

ニュースポーツ

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的とした新しいスポーツの総称。

農地中間管理機構

農地等を貸したい農家(出し手)から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている担い手農家(受け手)へ農地の利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、誰もが特別に区別されることなく個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

は 行

パブリックコメント

Public Comment。意見公募手続、意見提出制度のこと。自治体の計画案などを公表し、この案に対する住民からの意見を考慮して意思決定を行う手続のこと。

バリアフリー

無障壁化。社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障害を取り除くこと。

PDCA(ピー・ディー・シー・エー)

施策や事業についてのP(Plan:計画)・D(Do:実施)・C(Check:点検・評価)・A(Action:改善)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児など災害発生時の避難に特に支援を要する者。

ふるさと納税制度

自治体への寄附金のこと。個人が一定額の寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度。

ブロックローテーション

集団転作の手法。転作を地域農家全体の課題として解決するため、ほ場をいくつかのブロック(区画)に分けて毎年、転作を実施するブロックを変えていく方式。

放課後子供教室

放課後等に学校の施設を活用し、自由な遊びや自主学习、体験・交流活動などを行う事業。本町では「みんなの広場」として実施。

や 行

U I J (ユー・アイ・ジェイ) ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

ユニバーサルデザイン

障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境など。

要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童のこと。保護者のない児童や保護者に監護させることが不適切な児童など。

ら 行

6次産業化

農業者自らが生産(第1次産業)だけでなく加工・流通販売(第2次産業・第3次産業)を一体的に行い、農業者と商工業者が連携して事業を展開する取り組み。

大町町第四次総合計画 後期基本計画

発行年月／平成 28 年 2 月

発 行／大町町

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

電話：0952-82-3112 F A X：0952-82-3117

<http://www.town.omachi.saga.jp/>

編 集／大町町企画課
